

入札公告

次の工事について制限付き一般競争入札に付す。

令和8年7月16日

契約担当者

国立県営 兵庫障害者職業能力開発校校長 徳永 達也

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 国立県営兵庫障害者職業能力開発校 個別空調設備設置工事(電源工事)
(以下「本件工事」という。)
- (2) 工事場所 兵庫県伊丹市東有岡4丁目8番地
- (3) 工事概要 国立県営兵庫障害者職業能力開発校 個別空調設備設置工事(電源工事)
 - ① 本館空調電源工事
 - ② 訓練棟空調電源工事
- (4) 工期(又は施工期間) 令和9年3月29日限り(緊急工事のため、予算繰越及び工期延長はできません)
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 入札方式 制限付き一般競争入札(事後審査型)
- (7) 契約締結予定日 令和8年8月中旬
- (8) 支払条件
 - ① 年割支払 無
 - ② 前払金 有
 - ③ 中間前払金 有
 - ④ 部分払 有 履行期間中2回以内とする
 - ⑤ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める兵庫県(以下「県」という。)の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

(1) 入札参加資格工種	電気工事
(2) 営業所の所在地に関する要件	阪神北県民局、阪神南県民センター、又は神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。
(3) 入札参加資格格付等級又は総合評定値	確認基準日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)の電気工事における格付等級がA等級又はB等級であること。ただし、A等級の者にあつては、県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領(以下「資格格付要領」という。)第4条の規定による社会貢献評価数値の合計点数が40点以上であること。 また、総合評定値通知書における電気工事の平均完成工事高が、各工事の平均完成工事高の合計の25パーセン

	ト以上であること。
(4) 技術・社会貢献評価数値に関する要件	入札参加資格者名簿の電気工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が20点以上であること。ただし、入札参加資格者名簿の電気工事における県発注工事成績を有しない者は、次の①から⑤の工事成績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を1件に限り申請できる。この場合において、電気工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を換算基準（注1）により換算した点数を加算した点数が20点以上であること。 ① 国土交通省近畿地方整備局発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和3年度から令和7年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当するもので、令和3年度から令和7年度までの間に完成したのものに限る。 ③ 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和3年度から令和7年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ④ 農林水産省近畿農政局発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和3年度から令和7年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ⑤ 西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団及び独立行政法人水資源機構発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和3年度から令和7年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。
(5) 建設業の許可に関する要件	電気工事業に係る建設業の許可を有すること。
(6) 配置技術者に関する要件	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本件工事に配置できること。ただし、請負代金額が4,500万円以上の場合、建設業法に規定する営業所における専任技術者でない者を本件工事に専任で配置できること。 また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）があ

	る者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
(7) 入札保証金	不要
(8) その他	別紙「入札説明書」2に示すとおり。

(注1) 換算基準：工事成績89点以上は加算点120点、工事成績84点から88点は加算点90点、工事成績79点から83点は加算点60点、工事成績74点から78点は加算点30点、工事成績69点から73点は加算点0点、工事成績64点から68点は加算点－20点、工事成績63点以下は加算点－40点に換算する。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日	場所・方法
(1) 建設工事請負契約書等の閲覧	令和8年 7月16日(木) から 令和8年 8月 4日(火) まで (注2、3、4)	伊丹市東有岡4丁目8番地 国立県営 兵庫障害者職業能力開発校 総務課
(2) 設計図書の交付	令和8年 7月16日(木) から 令和8年 8月 4日(火) まで	兵庫県ホームページの「入札・公売情報」内の「入札公告/工事・設計」に掲載 (注6)
(3) 提出資料の様式等の交付	令和8年 7月16日(木) から 令和8年 8月 4日(火) まで	
(4) 入札参加申込書の受付	令和8年 7月16日(木) から 令和8年 7月28日(火) まで (注2、3、4)	上記(1)に直接持参又は簡易書留による郵送 郵送の場合は令和8年7月28日(火)の消印有効
(5) 質問書(様式20号)の受付	令和8年 7月16日(木) から 令和8年 7月28日(火) まで (注2、3、4)	必ず書面により上記(1)に直接持参又はFAXにて提出すること。 FAX 072-782-7081
(6) 回答書の閲覧	令和8年 7月31日(金) から 令和8年 8月 4日(火) まで	兵庫県ホームページの「入札・公売情報」内の「入札公告/工事・設計」に掲載(注6)
(7) 入札及び開札	令和8年 8月 5日(水) 午前11時00分	伊丹市東有岡4丁目8番地 国立県営兵庫障害者職業能力開発校 本館 1階会議室において、 入札書に工事費内訳書を添えて入札箱へ直接投入すること。
(8) 工事費内訳書の受付	令和8年 8月 5日(水) 午前11時00分	入札時に入札書に添えて、入札箱へ直接投入すること。
(9) 入札結果の公表	落札決定後速やかに(注5)	上記(1)で閲覧
	契約締結後速やかに	兵庫県ホームページの「入札・公売情報」内の「開札結果/工事・設計」に掲載(注7)

(注2) 土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。

(注3) 毎日午前9時から午後5時まで

(注4) 正午から午後1時までを除く。

(注5) 落札決定日の翌日までに公表する。

(注6) アドレスは (https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_03.html)

(注7) アドレスは (https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_res_03.html)

5 入札参加資格確認資料の提出

開札後、入札執行者から下記の入札資格確認書類の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、国立県営 兵庫障害者職業能力開発校総務課まで各1部提出すること。

なお、様式等は、必ず上記4(3)の期間内に、別紙「入札説明書」8(2)のとおり、兵庫県ホームページの入札・公売情報サービスからダウンロードを行い保存することにより取得しておくこと。

(1) 配置予定技術者の資格 (様式6号の2)

(2) 現場代理人の資格 (様式6号の3)

(3) 建設業の許可及び経営事項審査結果 (様式7号)

(4) 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績 (様式19号)

((4)については、入札参加資格者名簿の電気工事における県発注工事成績を有しない者で、3(4)ただし書①から⑤の工事成績の加算を希望する者のみ)

(5) 暴力団排除に関する誓約書

(6) 労働者の適正な労働条件の確保に関する誓約書

(7) 社会保険等加入対策に関する誓約書

6 その他

(1) 別紙「入札説明書」のとおりとする。

(2) 現場説明会は実施しない。

(3) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社大電

7 入札担当課（問合せ先）

兵庫県伊丹市東有岡4丁目8番地

国立県営 兵庫障害者職業能力開発校 総務課

TEL 072-782-3210

入札説明書

国立県営兵庫障害者職業能力開発校 個別空調設備設置工事（電源工事）に係る制限付き一般競争入札（以下、「本件工事に係る入札」という）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札書等の提出方法

本件工事の入札に係る入札参加申込み及び入札書・工事費内訳書・質問書等の提出は、紙によるものとする。

2 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

ただし、事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、下記8(2)に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

③ 入札公告において格付等級を定めている場合にあつては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の格付等級が、入札公告に示すものであること。

また、入札公告において総合評定値を定めている場合にあつては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の総合評定値が、入札公告に示すものであること。

なお、建設業法の規定による該当工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

④ 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

⑥ 入札公告に本件工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、かつ、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

⑦ 兵庫県発注の入札公告に示す工種に係る低入札価格調査対象工事を入札公告に示す入札参加資格の申込期限日までに完了しない者にあつては、入札公告に示す工種における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

⑧ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者

であること。

(2) 配置技術者の要件

- ① 入札公告に示す技術者を、建設業法第26条の規定により適正に配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

- ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

- ③ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

(3) 現場代理人の要件

- ① 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

- ② 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

- ③ 工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

3 入札参加の手続

- (1) 本件工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、入札参加申込書を入札公告に示す提出先まで直接持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。また、入札参加申込書を郵送した者は、証拠として簡易書留の控えを保管しておくこと。

- (2) 入札参加申込書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

- (3) 提出された入札参加申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

- (4) 提出された入札参加申込書は、返却しない。

- (5) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として入札参加申込書の差し替え及び再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式20号）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年7月16日（木）から7月28日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 受付場所

〒664-0845 伊丹市東有岡4丁目8番地

国立県営兵庫障害者職業能力開発校 総務課 電話(072)782-3210 F A X (072)782-7081

ウ 提出書類

質問書（様式20号）

エ 提出方法

、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 質問の回答

(1) 質問への回答は令和8年7月31日（金）までに、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」内の「入札公告／工事・設計」に掲載する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 誓約書及び設計図書の交付

7 (1)⑩で提出を求める誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）は、兵庫県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）の「入札・公売情報」→「入札に関する情報」の中→「入札公告/工事・設計」（https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_03.html）→本件工事の「工事名称」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札保証金

不要

7 入札手続等

(1) 入札に関する条件

① 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

② 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

③ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

⑤ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

⑥ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

⑦ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。

⑧ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

⑨ 第1回目の入札金額に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式、金抜設計書の全ての項目並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条における「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」について確認できるもの）を提出すること。

⑩ 入札の執行回数は、2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ち

に再度の入札を行う。

なお、初度の入札において落札候補者がいる場合であって、下記8において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは日を改めて再度の入札を行う。

⑪ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

イ 初度の入札において、上記①から⑦までの条件に違反し無効となった入札者のうち、①、③又は④に違反し無効となったもの以外の者。

⑫ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、8(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(2) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

② 開札時において入札参加資格のない者のした入札

③ 下記10で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

④ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

⑤ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札

(3) 入札に際しての注意事項

① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

③ 入札金額は、アラビア数字を用いること。

④ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、入札前に提出したものを必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」及び「入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）」を原則として利用し提出すること。

⑤ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

⑥ 入札書は、入札公告に示す期日・場所において、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

⑦ 入札書（封書）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

⑧ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の直接持参又は郵送があったものとする。

8. 落札者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、入札公告に示す提出先まで提出すること。

① 提出資料等

ア 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、入札公告における入札参加資格要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものだけに限り様式6号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付することとし、現場代理人を兼務する場合は、その旨を記載すること。

イ 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人を様式6号の3に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人3名以内とし、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式6号の3の提出は不要とする。

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

(イ) 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

(ウ) 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

エ 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績

入札公告における入札参加資格要件として、技術・社会貢献評価数値の合計点数が要件となっている場合に、入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種における兵庫県発注工事成績を有しない者が、工事成績（入札公告3(4)①から⑤により定められたもの。）を申請するときは、様式19号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 工事成績評定通知書の写し

(イ) 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書（工事实績）の写し

(ウ) 入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種に分類されることが確認できる設計書等の写し（（イ）において確認できる場合は不要。）

(エ) 施工場所が兵庫県内であることを確認できる契約書等の写し（入札公告3(4)②以外。イにおいて確認できる場合は不要。）

② 資料の様式は、上記5と同じ方法で取得すること。

③ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

④ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

⑤ 提出された資料は返却しない。

- ⑥ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。
- ⑦ 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- ⑧ 落札候補者の工事費内訳書に対しては内容を確認し、直接工事費が一定水準を下回る場合は、理由書の提出を求める。理由書において合理的な理由を得られない場合は、落札候補者へ必要な要請を行った上で、建設Gメンへ通報する。なお、理由書の提出がない場合は、入札を無効とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して入札参加資格の確認の対象となる順位を付け、順位が上位の（数字が小さい）者を落札候補者とする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (4) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。
- (5) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

10 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

11 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払予定額の10分の4以内の前金払を行う。

(2) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。

なお、兵庫県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ① 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - ② ①に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)②に掲げる下請負人である場合において、アに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者がイに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合には、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に

金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること(工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。)

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する労働者派遣契約(以下「労働者派遣契約」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

(4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(6) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

(7) 入札結果については、落札決定後、国立県営 兵庫障害者職業能力開発校 総務課で落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後、速やかに兵庫県ホームページの入札・公売情報の開札結果(アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_res_03.html)で公表する。

令和 8 年度

国立県営 兵庫障害者職業能力開発校

個別空調設備設置工事(電源工事)

仕 様 書

目 次

1 一 般 事 項

2 工 事 概 要

3 工 事 詳 細

4 特 記 事 項

1 一 般 事 項

(1) 工 事 名 称 令和 8 年度 国立県営 兵庫障害者職業能力開発校 個別空調設備設置工事(電源工事)

(2) 工 事 場 所 兵庫県伊丹市東有岡4丁目8番地

(3) 工 事 期 間 着工の日から令和 9 年 3 月 29 日までとする。

(本工事は緊急工事の為、予算繰越及び工期延長はできません)

(4) 工 事 範 囲 この設計図書(仕様書、内訳書の記載項目及び設計図)に示す範囲とする。

(5) 工 事 の 仕 様 設計図書に記載する事項の外、次による。

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書・監理指針、②「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」令和7年版
③「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」令和7年版、④「機械設備工事監理指針」令和7年版
⑤「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」令和7年版、⑥「建築物解体工事共通仕様書」令和7年版
⑦「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」令和7年版、⑧「建築工事監理指針」令和7年版
⑨「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」令和7年版、⑩「建築改修工事監理指針」令和7年版
⑪「建築物解体工事共通仕様書」令和7年版

によるほか、各種法規、条例に準拠するものとする。

2 工事概要 1. 本館空調電源工事 1式
2. 訓練棟空調電源工事 1式

3 工事詳細

(1) 本館空調電源工事

1) 本館 本館分岐盤(H-M)

- ① 低圧動力盤(1) 主幹ブレーカー2次側より今回電源を引き出す。
② 本館 分岐盤(H-M)を新設する。
③ 低圧動力盤(1)より引き出した本館空調幹線を本館棟 分岐盤(H-M)へ接続する。

2) 本館 空調電源盤

- ① 今回新規にHM-1~HM-3 3面を新設する。
② 本館 分岐盤H-Mより幹線を新設する。
③ HM-1~HM-3より各空調機室外機に電源を送る。
(室内機電源は室外機迄空調工事にて、室外機迄配線済みとする。)

3) 改造工事に伴う停電作業等に関しては、担当職員と十分な協議を行うこと。

4) 設備機材等

本工事に使用する機材等は、通常有すべき品質及び性能を有するものを使用し、機材等の選定については、担当職員と十分協議して決定すること。

5) その他必要な事項については、担当職員と十分な協議を行い決定すること。

(2) 訓練棟空調電源工事

1) 訓練棟 分岐盤 (K-M)

- ① 低圧動力盤 (2) 主幹ブレーカー2次側より今回電源を引き出す。
- ② 訓練棟 分岐盤 (K-M) を新設する。
- ③ 低圧動力盤 (2) より引き出した訓練棟空調幹線を訓練棟 分岐盤 (K-M) へ接続する。

2) 訓練棟 空調電源盤

- ① 今回新規にKM-1～KM-7 7面を新設する。
- ② 幹線新設に当たって、本館より訓練棟にケーブルラックを新設する。
- ③ 本館電気室 訓練棟 分岐盤 K-Mより幹線を新設する。
- ④ KM-1～KM-7より各空調機室外機に電源を送る。

(室内機電源は室外機迄空調工事にて、室外機迄配線済みとする。)

3) 改造工事に伴う停電作業等に関しては、担当職員と十分な協議を行うこと。

4) 設備機材等

本工事に使用する機材等は、通常有すべき品質及び性能を有するものを使用し、機材等の選定については、担当職員と十分に協議して決定すること。

5) その他必要な事項については、担当職員と十分な協議を行い決定すること。

下記に示す機器については、機能性能の優良な物を選定し、発注者と協議の上決定する。

記 号	名 称	台 数	備 考
H-M	本館 本館分岐盤 (屋内壁掛仕様)	1面	
HM-1	本館 空調電源盤 1 (屋外壁掛仕様)	1面	
HM-2	本館 空調電源盤 2 (屋外壁掛仕様)	1面	
HM-3	本館 空調電源盤 3 (屋外壁掛仕様)	1面	
K-M	訓練棟 訓練棟分岐盤 (屋内壁掛仕様)	1面	
KM-1	訓練棟 空調電源盤 1 (屋外壁掛仕様)	1面	
KM-2	訓練棟 空調電源盤 2 (屋外壁掛仕様)	1面	
KM-3	訓練棟 空調電源盤 3 (屋外壁掛仕様)	1面	
KM-4	訓練棟 空調電源盤 4 (屋外壁掛仕様)	1面	
KM-5	訓練棟 空調電源盤 5 (屋外壁掛仕様)	1面	
KM-6	訓練棟 空調電源盤 6 (屋外自立仕様)	1面	
KM-7	訓練棟 空調電源盤 7 (屋外自立仕様)	1面	

* 上表の機器で構成し組み上げた納入品について、適正に作動するか事前及び事後に試験を行うこと。

またこの動作試験に掛かる諸費用についても費用に盛り込むこと。

* 工事完了後、別途工事の空調設備工事で設置した、空調機器に接続して機器が正常に稼働するように各種試験を実施し、結果を報告すること。

また、この稼働確認にあたっては、上記の空調設備工事業者と連絡を取り合ったうえで実施すること。

なお、電気主任技術者の立会が必要な時は、当校の電気主任技術者の立会とし、電気主任技術者の立会

及びその費用については下記に問い合わせるとともに、当該費用については請負者の負担とし、入札金額に含めることとします。

【当校の電気主任技術者】中嶋電気設備管理事務所 中嶋 正之 氏 TEL : 0797-35-0366

4 特記事項

- ① 入札に際し、本設計書の項目・数量等を再検討し、敷地及び周辺を十分調査の上、応札すること。
- ② 工事日程については、受注後発注者及び空調機設置業者（工期：令和8年6月29日～令和9年3月29日）の受注者と協議の上、工事工程を決定する。
原則、訓練の無い土曜日、日曜日及び祝日（振替休日含む）の休日を工事日とする。
（但し、休校期間中 8月第1週～第3週、年末年始及び 3月11日以降については、平日工事も可能です）
- ③ 工事着手に際し、工事期間中に問題が生じないように工事計画・期間・工法について、事前に周辺住民など関係者に十分説明し、理解を得ること。
- ④ 工事現場内は常に整理清掃を行い、また仮囲い等で工事現場を囲い、事故の発生防止に努めるとともに、場外へ資材等が飛散しないよう十分養生を行うこと。また、工事用進入路となる公道についても常に清掃すること。
- ⑤ 大型車両・重機の使用時及び必要に応じて交通整理員等を配置し、現場周辺の安全を確保すること。
万一、第三者に被害を与えた場合、請負者の責任において対処すること。
- ⑥ 工事に伴う関係法令等の届出等の手続きは請負業者において遅滞なく行うこと。
- ⑦ 施工について、事前に仮設計画書、工程表、施工図を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工すること。
また、各工事種別毎に、事前に施工計画書を作成し、承諾を得ること。
- ⑧ 使用材料については、事前に材料承諾願いを提出し、監督職員の承諾を得ること。
- ⑨ 重機、仮設機材、鋼材、トルエン、酢酸エチルまたはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及びシーリング材の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。
- ⑩ 運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工事用資材の搬出入において過積載のないよう努めること。
- ⑪ 建設副産物の再利用・処理に当たっては、発生抑制、再利用及び適正処理を原則とし、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）
「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）
「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省 平成14年5月30日）
「建築工事における建設副産物管理マニュアル」（国土交通省 平成18年度版）
「兵庫県建設リサイクル推進計画2011」（兵庫県 平成23年4月）
「建築工事における副産物処理マニュアル」（兵庫県県土整備部作成「建築工事関係資料」の一部）
に基づき、発生土の現場内処理や工事間流用、分別解体、副産物の分別を行うことなどにより、可能な限り再資源化を行うとともに、必要な書類を提出すること。
- ⑫ 工事の一部を下請負させる場合は、事前に下請負業者名簿を提出の上、監督職員の承諾を受けること。
- ⑬ 工事カルテの作成及び登録
請負者は、工事実績等の登録業務として（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運用管理する「工事実績入力情報システム（CORINS）」により「工事カルテ」を作成し、発注者の承諾を得た上で、契約締結後10日以内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録すること。
また、請負者は、「工事カルテ受領書」の写しを発注者あてに提出すること。

なお、上記に係る一切の費用は、請負代金額に含まれているので、遺漏のないよう対応すること。

(注) (一財) 日本建設情報総合センター TEL 03-3505-2981

住所 〒107-6114 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル14F

- ⑭ 請負者は、現場代理人、監理技術者、主任技術者および専門技術者並びに下請業者の主任技術者に工事現場において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び氏名の入った名札を着用させるものとする。
- ⑮ 元請け及び下請け業者は、事前に施工体制台帳の各様式に記載し、監督職員に提出すること。
- ⑯ 施設利用しながらの工事である為、利用者の安全に万全の対策をとること。また、執務等に支障無いよう十分配慮するとともに、事前に工程、施工要領については施設管理者と協議すること。
- ⑰ 工事目的物及び工事材料は出来高に応じて火災保険等を付すること。なお、加入期間は引き渡し完了日を勘案すること。
- ⑱ 工程表の作成にあたっては、施工上密接に関連する工事の総合試運転調整や官公署その他の関係機関の検査等を適切に見込んだ実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- ⑲ 作業にあたっては、交通誘導員の配置については監督員及び施設管理者と調整し、通行人及び通行車両の安全確保を図ること。
- ⑳ 概ね図面の位置に空調電源盤を設置すること。
空調電源盤の設置場所は図面のとおりとし、発注者と協議のうえ決定すること。
- ㉑ 工事の際は、工事を行う部屋の備品にほこり等がかぶらないように養生をきちんを行うこと。
- ㉒ 搬入、据付工事等、空調電源設置に係る全ての費用を含んだ価格で見積もること。
- ㉓ 本校の本館及び訓練棟の天井は、過去の建物改修工事における抽出調査（平成19年）において「石綿含有（クリソイル）、石綿含有率0.8（wt %）、試料名（GB-NC(T)）」とされている。
工事の施工にあたっては、令和5年10月1日着工の工事から適用となる「建築物石綿含有建材調査者」が行う事前調査及び報告を実施するとともに、事前調査結果を踏まえた最も安全な方法によることとし工事の際にはシートにて簡易養生で作業することなどを検討して工事を実施すること。
- ㉔ 工事関係書類の納品
 - ・ 工事完了時には、工事関係書類について、図書の種類毎にA4版ドッチファイル又はA4版製本するとともに、当該電子データとあわせて提出すること。
- ㉕ その他
 - ・ 工事前後の写真及び工事管理報告書等（別紙提出資料）を提出すること。
 - ・ 発注者の指示に基づき、適正に工事を行うこと。
 - ・ 受注者は、関係法令を遵守し、仕様書、設計図、内訳書及び発注者の指示に従い、適切に誠意をもって業務にあたるものとする。
 - ・ 来庁者・訓練生・職員・近隣住民に配慮した工事を行うこと。可能な限り騒音等を控えて工事を進めること。
 - ・ 工事の実施にあたっては、作業日程や工事内容等を発注者と十分に打ち合わせを行うこと。